

京都・長岡宮跡

公民館の建設工事に先だって、長岡宮跡第一二五次調査として実施した。

- 所在地 京都府向日市森本町前田
- 調査期間 一九八二年（昭57）七月～九月
- 発掘機関 勅京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 調査担当者 長谷川 達・久保田健士
- 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 遺跡の年代 奈良時代～平安時代
- 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、向日丘陵東端の裾部にあって、推定長岡宮の東の端に位置している。いわゆる長岡宮の東辺官衙地区にあたっており、平安宮の大内裏図では「左近衛府」の位置にあたる。左近衛府ができるのは大同二年（八〇七）のことなので、

長岡宮に左近衛府は存在せず、長岡宮の段階ではどのような官司が存在したかは明らかになっていない。



(京都西南部)

調査は、向日市立森本町

側の溝の両岸に沿って杭が八本見つかった。この溝からは、長岡京期の須恵器・土師器などの土器片や瓦片、さらに和同開珎・万年通宝・神功開宝といった銅錢、今回紹介する木簡一点が出土した。また、調査地の東側では真南北方向の溝が検出された。この溝からも長岡京期と考えられる多数の土器片や木片、木簡三点などが出土した。この真南北方向の溝は、幅1mと規模は小さいがかなりの遺物が出土しており、また溝の流れる方向も真南北というだけなく、位置も宮の東の端にあたっていることから、東一坊大路の側溝の可能性も考えられている。

木簡は、調査地の西端の溝から一点、もつとも東側の真南北溝から三点出土している。後者の三点は、いずれも細長く割れた状態のもので、文字は確定できなかった。ここでは、西端の溝から出土した木簡のみをあげる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「四月十二日□田□ □ □ □知国背千嶋」

430×242×5 011

この木簡は、溝の埋土上層（灰褐色土層）から出土した。短冊型を

しており、中央で半分に折れているが、文字はつながっている。また、下半部右側が折れて欠損している。墨書きは、比較的よく残っているが、中央部に書かれた文字は、薄くなっていて、判読できなかつた。

「四月十二日」から記載が始まるので、いわゆる文書様木簡に分類はされるが、解や移のような文書ではなく、何かの文書を作成するためのメモか、日別の記録のようである。

家人は、古代の史料では律令を除くと、正倉院文書の中の寺院関係のものに限られているため、実態がほとんどわからない。これまでの研究によつて、家人の用語は、①良民と賤民の両方を含んだ広義のもの、②良民をさし、家族の成員や、貴族の家令・従者を示すもの、③五色の賤の家人をさすもの、の三通りの用例があることが明らかになっている。日本の古代では、家人の用例でもっとも多いのは②の例で、賤民としての家人の用例は実態としてはほとんど定着せず、賤民としての家人は、貴族が本主となるが、実態は奴婢とほとんど変わらず、その存在形態は、家族や特有の財産を持ち、数世代にわたつて本主に隸属すると言われている。

この木簡の「家人」は、先の家人の用例からすれば、もつとも日本古代に定着していないという賤民としての家人の例とみるのがよからう。まず、「家人」と思われるものの名前があがつてゐるが、いづれも、無姓である。無姓の氏族も存在するので、無姓であるか

らといつて、すべて賤民とすることはできないが、八世紀になれば原則として無姓の農民は存在しないこと、存在しても渡来系氏族にほぼ限られることから、ここに見える「□知・国背・千嶋」の三名は賤民としての家人と見て誤りなかろう。「家人四人」とあるから、もう一名あつたはずであるが、中央部の墨痕が薄く、判読できなかつた。この四名は、何かの目的でこの木簡に記されたのであろうが、その可能性は、以下の諸点になろう。

一、出土地が長岡宮内であるから、没官された貴族の家人に関する文書作成に用いたものとする。

二、日付があるので、放賤従良に関する文書を作成するための資料として使用した。

三、貴族の奴婢関係の文書を作成するための資料として使用した。

以上の三つが考えられるが、現時点ではいずれとも決めがたい。

9 関係文献

（助）京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報』第

八冊（一九八三年）

（土橋 誠）